

保育所(園)・認定こども園3号認定の保育料

利用者負担額一覧表（3号認定／3歳未満児クラス）

階層	定義		標準時間	短時間
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯で 右の区分に該当する場合	母子・父子世帯等	0円	0円
3		一般世帯	0円	0円
4	市民税課税世帯で 市民税所得割額の合計が 右の区分に該当する世帯	23,500円未満	9,600円	7,600円
5		23,500円以上	13,900円	11,900円
		48,600円未満		
6		48,600円以上	16,400円	14,400円
		72,000円未満		
7		72,000円以上	20,300円	18,300円
		97,000円未満		
8		97,000円以上	24,300円	22,300円
		113,000円未満		
9		113,000円以上	29,300円	26,300円
		134,000円未満		
10		134,000円以上	33,700円	30,700円
		148,000円未満		
11		148,000円以上	38,100円	35,100円
	169,000円未満			
12	169,000円以上	41,400円	38,400円	
	193,000円未満			
13	193,000円以上	45,900円	42,900円	
	237,000円未満			
14	237,000円以上	47,900円	44,900円	
	301,000円未満			
15	301,000円以上	49,400円	46,400円	

※市民税所得割額は住宅ローン控除等の税額控除前の税額になります。

※兄弟姉妹が同時に保育所(園)へ入所する場合、入所する第2子の保育料は1/2となります。

※保育料は毎年9月に最新の市民税額により見直します。

※保育料の変更が生じる場合は、原則変更の申請や税の更正があった翌月からとなります。

※「3歳未満児クラス」とは年度初日に3歳に達していない児童をいい、年度途中で3歳に達しても年度内の保育料は変更しません。

【国の特例制度】

- ・ひとり親世帯や、児童と同居する障がい者(本人・父母・兄弟姉妹)がいる世帯で、市民税加算対象者(主として児童の父母)の市民税所得割額の合計が 77,101 円未満の場合、第1子の保育料を下記別表のとおりとし、保育所入所の有無に関係なく生計を一にする兄弟が1人以上いる(入所する児童が第2子以降になる)場合、保育料を無料とする。
- ・世帯の市民税加算対象者(主として児童の父母)の市民税所得割額の合計が 57,700 円未満で、保育所入所の有無に関係なく生計を一にする兄弟が1人いる(入所する児童が第2子になる)場合、保育料を1/2とする。

別表

階層	定義	標準時間	短時間	
4	市民税課税世帯で 利用者負担額算定にかかる 主宰者全員の 市民税所得割額の合計が 右の区分に該当する世帯	23,500 円未満	4,800 円	3,800 円
5		23,500 円以上	6,100 円	5,100 円
		48,600 円未満		
6		48,600 円以上	6,100 円	5,100 円
		72,000 円未満		
7	72,000 円以上	6,100 円	5,100 円	

副食費 (3~5歳児のみ)

保育料は無償化されますが、給食にかかる費用はご負担いただきます。金額については下記のとおりです。

公立保育所(園)	私立保育園	私立認定こども園	
4,500 円	4,500 円	1号認定 4,000 円	2号認定 4,500 円

※副食費のみの金額です。上記以外に別途主食費が必要な場合があります。

※副食とは、おかずやおやつ等の費用です。

※上記以外については各保育所(園)へお問い合わせください。

※年収 360 万円未満相当の世帯の児童と第3子以降の児童は、副食費が免除されます。

免除、または免除が解除となる場合は、市より通知が届きます。

第3子保育料等無償化

伊賀市では生計を一にする兄弟が2人以上いる場合の保育料や副食費は無償です。また、兄弟と別居していても生計を一にしていると判断できれば対象となります。ただし、兄弟が独立し生計を営んでいる場合は対象外です。

また、認可外保育施設をご利用いただいている3歳未満児で、生計を一にする兄弟が2人以上いる場合も、申請していただくことで利用料の補助を実施します。

※補助額には上限があります。

※補助の要件については伊賀市ホームページをご覧ください。